

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第2985号

平成30年6月19日火曜日 第2985号

◇ 目 次 ◇
告 示

H	<i>a</i> r
農用地利用配分計画の認可	(農政課農地・担い手対策室) 496
	(東予地方局農村整備課) 496
	(") 497
建設業者の許可の取消し	(南予地方局管理課) 497
監	査 公 表
住民監査請求に係る監査結果の公表	(監査事務局) 497
選挙管	理委員会告示
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数	(選挙管理委員会)501
政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正	
公置	企業告示
落札者等の告示	(公営企業管理局総務課)503

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第630号

平成30年5月14日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

	賃借	き権(の設	定等を受け	ける者	賃借権の設定等を	を受ける土地		
氏名又は名称			称	住	所	所在及び地番	面積 (m²)		
農事増	農事組合法人 増穂生産組合			愛媛県宇和 町増穂内4	和島市津島 72番地 1	愛媛県宇和島市津島 町増穂丙1153番 1	3 834		
岡本耕明 愛媛県西予市宇和町山田1839番地				愛媛県西予市宇和町 山田598番1ほか5 筆	25 261				

2 認可年月日

平成30年6月11日

○愛媛県告示第631号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市周布土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成30年6月19日

愛媛県東予地方局長 髙 橋 正 浩

就 任

役員の種類	役員の種類 氏		名		住	所
理事	藤	岡	芳	秀	西条市周布1815番地	
"	_	色		司	西条市吉田347番地13	
"	越	智	靖	博	西条市周布290番地	
"	横	江	重	之	西条市周布1551番地	
"	佐	伯	謙	次	西条市吉田1620番地 2	
"	近	藤	仁	志	西条市周布823番地 1	
"	鈴	鹿	忠	司	西条市周布1011番地 2	
"	村	上	義	明	西条市吉田1277番地	
"	" 宇佐美		貴	史	西条市吉田145番地	
"	越	智		優	西条市吉田1471番地	
"	越	智		強	西条市吉田611番地	
"	吉	木	隆	夫	西条市吉田784番地 2	
"	武	田		隆	西条市石田576番地	
"	Щ	内	昭	_	西条市北条498番地 2	
"	_	色	伸	昭	西条市周布366番地 2	
"	平	塚	敏	勝	西条市周布458番地 2	
監事	日	野		修	西条市吉田513番地	
"	首	藤		誠	西条市吉田247番地20	
"	栗	田	房	信	西条市周布2000番地	
"	平	塚	利	政	西条市周布825番地 2	

退任

役員の種類	氏		氏			名	住	所
理事		色	宣	征	西条市周布1591番地			
"	鈴	鹿		勝	西条市吉田467番地			
"	# 栗田房信		西条市周布2000番地					
"	大	岩	稔	宜	西条市周布73番地			
"	村	上	義	明	西条市吉田1277番地			

	1 /	-200	, ,	, , ,	<u> </u>
					i
"	高	橋		敦	西条市周布1338番地
"	頼	木		博	西条市三津屋南11番16
"	平	塚	敏	勝	西条市周布458番地 2
"	_	色		司	西条市吉田347番地13
"	山	内		隆	西条市石田529番地
"	藤	岡	芳	秀	西条市周布1815番地
"	越	智	靖	博	西条市周布290番地
"	越	智	康	博	西条市吉田628番地 1
"	矢	畑	正	美	西条市周布2096番地
"	宇存	美主	貴	史	西条市吉田145番地

山 内 邦 敏 西条市北条589番地

平成30年6月19日

監事	佐 伯 孝	西条市周布989番地 4
"	鈴 鹿 忠 司	西条市周布1011番地 2
"	日 野 修	西条市吉田513番地

○愛媛県告示第632号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 今治市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年6月19日

愛媛県東予地方局長 髙 橋 正 浩

○愛媛県告示第633号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成30年6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 27)第10915号	平成27年 7月27日	(株)プログレス	山口 桂司	南宇和郡愛南町御荘平城 3628 - 2	平成30年 5月9日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)

監查公表

○公表第8号

平成30年4月17日付けで黒川敦彦ほか4名から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。 平成30年6月19日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫

同 大西渡

同 梶谷大治

決 定 書

平成30年4月17日付けで提出された「住民監査請求書」について、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

第1 請求の内容

請求人らから平成30年4月17日付けで提出された住民監査請求書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は次のとおりである。

なお、平成29年度における補助金13億9832万1000円については、平成30年度以降に負担を求められる見込みの補助金と同じく支出の差止めを請求するものであったが、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第3項の当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由や当該行為により当該地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるための緊急の必要という、当該行為を停止すべきことを勧告できる要件を満たしておらず、当該行為は完了したことから、監査委員の職権により、請求の内容を一部修正した。

1 請求する措置

今治市(以下「市」という。)における学校法人加計学園(以下「事業実施主体」という。)の岡山理科大学獣医学部キャンパス (以下「今治キャンパス」という。)建設に関し、市が事業実施主体に交付する予定の補助金総額96億円のうち、平成29年度において 愛媛県(以下「県」という。)が負担を求められた補助金の返還を市に対して求める措置を請求するとともに、平成30年度以降に負担を求められる見込みの補助金については支出を行わない措置を講ずるよう求める。

2 請求の理由

(1) 県は、市に対して平成29年度において補助金13億9832万1000円を支出し、平成30年度以降のものを含めると総額では約31億円を支

出することが見込まれるが、県が市に補助金を支出する理由が明らかでない。市は事業実施主体への補助金支出に当たって市議会での議決書に「愛媛県覚書に定める額」と記載しているが、覚書の内容や金額も明らかになっていない。

- (2) そもそも、事業実施主体は、今治キャンパス建設費の見積りもきちんととっておらず、請求人らが入手した設計図面に基づいて専門家に試算してもらったところ、同等の建物を建設するために要する費用の2倍から3倍近い建設費となっていた。このように市から事業実施主体への補助金の支出は、事業実施主体のずさんな計画に基づく内容となっており、税金の無駄遣いであることから、県は、市への補助金を支出するべきではない。
- (3) 本来、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づく国家戦略特別区域(以下「国家戦略特区」という。)の制度という ものは、公共性を考え、公平な審査をしないといけないにもかかわらず、「首相案件」として、市及び今回の事業実施主体ありきで 選定が進められるという異常な手続であったのではないかとの疑惑が浮上している。したがって、県議会で一部とはいえ補助金の支 出の決議をしたといえども、こうした新たな事態を踏まえ、県としても補助金の支出については、今一度、立ち止まって考える必要 があるのではないか。

第2 監査の実施

本件請求は、平成30年4月17日に受付し、要件審査の結果、自治法第242条に定める要件を具備していると認め、同月24日これを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述

請求人らに対して、自治法第242条第6項の規定により、平成30年5月9日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査実施日

平成30年5月25日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

3 監査対象機関

愛媛県企画振興部地域振興局地域政策課を対象に監査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係

(1) 補助制度の概要について

ア 目的

今治新都市中核施設(県、市及び地域振興整備公団(現在の独立行政法人都市再生機構)の三者が締結した今治新都市開発整備事業に関する覚書(以下「三者覚書」という。)の記の11の中核施設をいう。以下同じ。)として整備が進められている今治キャンパスの新設について、規制緩和に向けた構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づく構造改革特別区域(以下「構造改革特区」という。)及び国家戦略特区の申請や過去の今治新都市中核施設の整備に関する経緯を踏まえ、広域交流の促進等に資する施設の整備を推進し、人材の育成(慢性的に不足している公務員獣医師の確保)や地域の活性化(地域経済の活性化、若者の地元定着の促進等)を図るため、市が今治キャンパスを開設する事業実施主体に対し補助する金額の一部を補助する(愛媛県今治新都市中核施設整備費補助金交付要綱(平成30年3月19日制定。以下「県要綱」という。)第1条)。

イ 事業概要

(ア) 補助金の名称

今治新都市中核施設整備費補助金

(イ) 交付先

市

(ウ) 対象経費

市が今治市大学立地事業費補助金交付要綱(平成29年3月3日制定。以下「市要綱」という。)第4条第1項の規定により補助対象経費としている経費のうち、愛媛県知事(以下「知事」という。)が認めるもの(県要綱第2条第1項)。

なお、市要綱における補助対象経費は、私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)第2条第1項第6号に定める「経費の見積り及び資金計画を記載した書類」(以下「経費見積書」という。)に記載する設置経費(以下「設置見積経費」という。)である旨規定されている(市要綱第4条第1項)。

(エ) 補助金の額

市が事業実施主体に対し補助する額の3分の1の範囲内であって、予算で定める額を上限とする(県要綱第2条第2項)。 なお、市の補助金は、補助対象経費の2分の1の範囲内であって、予算で定める額を上限とし(市要綱第5条)、各年度の補助金については、当該年度までにおける工事等の出来高と補助対象経費に要した支払額のいずれか低い額を出来高確認額とし、当該出来高確認額の2分の1から既に事業実施主体が支払いを受けた部分に相当する額を控除した額を、各年度における補助金の額としている(市要綱第16条第1項)。

(オ) 支援期間

平成29年度から平成31年度まで(予定)

(カ) 平成29年度補助金額

13億9832万1000円

(2) 今治市獣医師養成系大学・学部設置及び補助金支出までの経緯

平成12年 6 月20日	三者覚書の締結 (県と市は、広域交流の促進、地場産業の振興、文化交流拠点の形成及び人材育成に資する中核施設等の必要な諸施設の整備 を強力に推進することなどを約定)
平成19年~平成27年	構造改革特別区域法第3条第3項の規定による提案募集に対し、県と市は、地域振興の観点から、地域を限定した大学獣医学部の設置を、計15回にわたり提案
平成27年6月4日	国家戦略特別区域法第5条第7項の規定による提案募集に対し、市は、これまでの構造改革特区の提案と内容を一本化し、 獣医師養成系大学・学部の設置に向け、「国際水準の獣医学教育特区」の新設を提案
平成27年 6 月30日	政府成長戦略「日本再興戦略改訂2015」の閣議決定により、「獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討」が明記された。
平成28年 1 月29日	国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令(平成28年政令第29号)の公布、施行 (市を含む区域を国家戦略特区に指定)
平成29年1月4日	文部科学省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件(平成27年内閣府・文部科学省告示第1号)の一部改正(以下「共同告示改正」という。) (平成30年度に開設する獣医師養成系大学1校に限り、新設が可能となる。) 国家戦略特別区域法第7条第2項の規定による特定事業の実施主体の公募(平成29年1月11日まで)
平成29年 1 月20日	国家戦略特別区域法第8条第7項の規定による区域計画(以下「区域計画」という。)の審議、認定 (区域計画に、前記公募の結果を踏まえた事業実施主体を明記)
平成29年3月3日	市議会において、事業実施主体への土地の無償譲渡及び大学立地事業費補助金の債務負担行為(96億円)を議決(平成29年3月31日交付決定)
平成29年 4 月17日	文部科学大臣による事業実施主体への大学の学部設置に係る寄附行為の変更認可
平成29年10月 3 日	市長が自治法第174条の規定に基づき、学識経験者 5 名を今治市大学設置事業専門委員に選任し、調査を委託(平成30年 1 月21日まで) なお、県は、専門委員連絡会議(計4回)にオブザーバーとして参加
平成29年11月14日	文部科学大臣による事業実施主体への大学・学部に係る設置認可
平成29年11月24日	市長から知事に対し、今治市大学立地事業費補助金に対する財政支援を要請
平成29年度 2 月補正 予算案提案前	県は、市から今治市大学立地事業費補助金に関する関連資料の提供を受け、補助対象経費を精査
平成30年 3 月19日	県議会第356回定例会において、本件補助金を含む平成29年度 2 月補正予算案が可決・成立 市から県に「平成29年度愛媛県今治新都市中核施設整備費補助金交付申請書」の提出
平成30年 3 月20日	県は、平成29年度の本件補助金13億9832万1000円を交付決定し、市へ通知。支出負担行為整理日 (平成30年 3 月29日 会計管理者確認)
平成30年 3 月30日	市から県に「平成29年度愛媛県今治新都市中核施設整備費補助金実績報告書」の提出 県は、平成30年 3 月30日付けで事業が適正に実施されていることを確認
平成30年5月8日	県は、前記確認結果に基づき、補助金の額の確定を市へ通知
平成30年5月9日	市から県に「平成29年度愛媛県今治新都市中核施設整備費補助金精算払請求書」の提出(平成30年 5 月10日受理、同月29日 付け支出決議)
平成30年 5 月31日	県は、市に対して、平成29年度の本件補助金13億9832万1000円を支出

2 結果

前記1の事実関係を踏まえた本件請求の監査結果は、次のとおりである。

(1) 違法性の承継の有無について

請求人らは、国家戦略特区の指定から区域計画の認定に至る一連の手続が公平性に欠けるため、県の市への本件補助金の支出は違法又は不当であると主張している。

この点について、財務会計上の行為が違法性を帯びるのは、仮にこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、財務会計上の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法な場合に限られると解されており、また、財務会計上の行為がこれに先行する原因行為に基づく場合において、当該原因行為が行政組織上独立の権限を有する他の機関の権限に基づいてされた行為であるときは、予算の執行機関の職務権限を有する地方公共団体の長は、独立の権限を有する他の機関の固有の権限の内容にまで介入し得るものではなく、他の機関の原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、当該行為を尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解されている(最判平成4年12月15日参照)。

これを本件についてみると、前記国家戦略特区の指定、共同告示改正及び区域計画の認定のいずれも、国家戦略特別区域法その他の関係法令にのっとって、国において正式に行われたものであり、現時点において、一連の手続の過程が違法であるとか、又は著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものとする事実は認められない。

また、市における事業実施主体に対する補助金交付の過程については、市議会の議決を経て、債務負担行為(自治法第214条及び第215条第4号)が定められているものと認められる。さらに、今治市大学設置事業専門委員が補助金交付に関し、調査を行っており、市要綱の内容については「交付決定の際に一定の合理性が確保されているうえ、確定作業の際に更に内容を精査することができるものとなっており、一般的な補助金の交付要綱の内容と大きく異なるところはなく、特段不合理なものであるとはいえません」(平成30年1月12日付け岩本直樹今治市大学設置事業専門委員の「調査報告書」(以下「岩本報告書」という。)6頁参照)との報告がなされ、また、市の補助金の交付手続や自治法第232条の2の公益上の要件についても、「本件補助金の交付決定を行い、本件

契約に基づき本件土地を無償譲渡した市長の判断については、その裁量権を逸脱、濫用するような事情があると評価することはできず、違法性は認められない」(岩本報告書13頁参照)との報告や「補助金交付に関して、その内容及び手続きに関する瑕疵や遺漏は見当たらず、要請されている補助金支出の支援のあり方についてもその正当性を認めなければならず、補助金支出についても妥当な手順を踏んでいると受け止めなければならない」(平成30年1月21日付け妹尾克敏今治市大学設置事業専門委員の「今治市大学設置事業に関する意見書」(以下「妹尾意見書」という。)8頁参照)との報告がなされているところ、これらの報告に不合理な点は見当たらない。

したがって、県における本件補助金の支出という財務会計上の行為に先行する国家戦略特区の指定や市の補助金交付決定等の一連の手続において、著しく合理性を欠き、そのため予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとは認められず、県における財務会計上の行為自体の違法性の有無の判断には何ら影響がないのであるから、請求人らの主張には理由がない。

(2) 補助金支出の理由について

請求人らは、特定の学校法人に対して補助金を交付することは、平等原則に反するとともに、公益上の必要(自治法第232条の2) も認められないと主張しており、これは、知事の裁量権を逸脱・濫用した違法な支出であるとの主張と解される。

ところで、地方公共団体の長の公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、 趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討すべきであるとされている(広島高判平成13年5月29日参照)。

これを本件についてみると、県の本件補助金の支出の前提となる市の補助金については、私立学校法(昭和24年法律第270号)第59条及び私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第10条等において、地方公共団体は学校法人に対し、補助金の支出等の必要な助成を行うことができるとされているところ、市は、これらの規定に基づき、学校法人である事業実施主体に対して、正式な区域計画の認定や大学・学部の設置認可を経て開設される今治キャンパスに係る設置見積経費に対して補助金を交付しているのであって、市に対する住民監査請求においても、市の補助金の交付決定は法令等に基づいて適正に行われたものであり、違法又は不当な点はないと判断されている(平成29年8月10日付け住民監査請求監査結果11頁参照)。

次に、県から市に対する本件補助金については、実質的には事業実施主体による大学・学部の設置経費に対する財政支援であるところ、前記私立学校法及び私立学校振興助成法の規定等に基づく学校法人への必要な助成の可否の判断は、県においても妥当する。すなわち、本件補助金は、今治新都市中核施設として位置付けられている今治キャンパスを誘致することにより、若年者の地元定着の促進といった地域の活性化等を図ろうとする市の取組に対する支援として県が市に対して支出するものであるところ、前記 1(2)のとおり、県としては、市とともに今治新都市中核施設の整備を強力に推進する旨を約定した経緯に加え、四国地域における獣医師(特に公務員獣医師)の安定確保、大学立地に伴う地域の活性化を図る観点から、獣医師養成系大学・学部の設置に係る規制緩和の実現に向け、県と市が構造改革特区の提案を推進し、あるいは県が市の国家戦略特区の提案を支援してきた経緯等からみて、事業実施主体による今治キャンパスの設置に対する市の補助金交付について公益上の必要性を認めた上で、平成29年11月24日付け市からの財政支援要請を受諾したものと解されるのであって、県が市に本件補助金の支出を行うことには、何ら違法又は不当な点はない。

なお、請求人らは、市議会での議決書における「愛媛県覚書に定める額」の内容や金額が不明であると主張しており、当該議決書とは「平成28年度今治市一般会計・特別会計補正予算書及び予算に関する説明書」(平成29年3月3日市長より市議会へ提出)を指すものと解されるが、当該説明書には「愛媛県が定める額」と記載されており、本件補助金の内容や金額に関する県と市との覚書は存在していない。

したがって、本件補助金の支出においては、知事の裁量権の逸脱・濫用を証する事実はないのであるから、請求人らの主張には理由がない。

(3) 最少経費原則に違反する事実の存否について

請求人らは、事業実施主体における今治キャンパス建設費がずさんな見積りにより、同等の建物を建設するよりも過大に計上されているので、このような事業実施主体のずさんな計画に基づく内容で補助金を支出するべきではなく、最少経費原則(自治法第2条第14項)に違反している旨主張している。

この点に関する本件における事実関係は、次のとおりである。

ア 経費見積書に記載された総事業費約192億円の内訳は、次のとおりである。

なお、当該経費見積書は、事業実施主体における今治キャンパスの設置に係る寄附行為の変更認可申請に当たり、私立学校法施 行規則第4条第4項において準用する同条第2項の規定に基づき文部科学大臣宛てに提出されたものであり、大学設置・学校法人 審議会学校法人分科会(以下「学校法人分科会」という。)における審査に付されている。

- (ア) 建築工事費等 148億円(設計監理、地形測量・地質調査等を含む。)
- (イ) 機器等 30億円
- (ウ) 図書備品等 14億円
- イ 経費見積書記載の総事業費のうち事業実施主体の自己調達財源96億円については、学校法人分科会において、事業実施主体の平成28年3月期における余剰金の範囲内であり適正との結論を得た上で、大学の学部設置に係る寄附行為の変更の認可を受けていることから、「96億円の設置財源も余剰金の範囲内であると言えます」とされている(平成30年1月17日付け森貴弘今治市大学設置事業専門委員の「調査結果報告書」5頁参照)ほか、前記1(1)イ(ウ)及び(エ)からみて、事業実施主体が市から交付を受ける補助金の額は、あくまでも補助対象経費となる設置見積経費の2分の1の範囲内にとどまるところ、「残りの経費は学校法人が自ら負担し

なければならないのですから、この観点からしても、経費が増大することに対しては一定の自己抑制機能が働いていると評価することができます」とされている(岩本報告書5頁参照)。

- ウ 経費見積書記載の総事業費の大部分を占める校舎建築費については、入札・契約手続において、市要綱第8条第1号の原則として競争入札によらなければならないとの規定を遵守し、「敢えて、「指名競争入札方式」を採用したもの」とされているほか(妹尾意見書9頁参照)、仕様書、積算や単価に関しても「発注仕様書は民間工事として一般的で、入札予定価格算定の根拠も適切な概算手法を採用しており、また工事費内訳書、一式見積書に関しても疑問点はなく、校舎建設費は適正であると判断しました」とされている(平成30年1月19日付け村上徹今治市大学設置事業専門委員の「調査結果報告書」5頁参照)。
- エ 経費見積書記載の総事業費の一部である研究施設・設備等についても、BSL(バイオセーフティレベル)対策を中心とする実験室等の安全性、備品等取得費の単価、数量の妥当性といった経済性、ライフサイエンスの総合的研究や医療機能に必要な設備、備品が整備されているかといった機能性等の観点から調査がなされ、「調査対象施設の安全性、設備機器および図書・資料等の妥当性について、特段の問題は認められなかった」とされている(平成30年1月19日付け坪井敬文今治市大学設置事業専門委員の「今治市大学設置事業専門委員 報告書」5頁参照)。
- オ 前記アから工までの点などを踏まえ、今治市大学設置事業専門委員からは総事業費そのものは妥当との結論が出され、県として も、当該結論に不合理な点は見当たらないと評価したものの、なお本件補助金を市に交付するに当たって、県要綱第2条第1項の 規定に基づき、市が補助対象経費としている経費の内訳が県の補助金の交付の対象となる経費と認められるものであるかどうかを 判断するため、県を挙げて専門的知見を生かして、精査を実施した。

精査を行うポイントは、次の4点であり、これらのポイントに照らして適否の判断がつかないものは、補助対象経費から除外された。

- (ア) 公共単価との差額(建物の直接工事費等)
- (イ) 仕様が高級であると認められるもの(指定銘木等)
- (ウ) 目的外又はPR性が高いと認められるもの(学園名入り看板等)
- (工) 運営費と認められるもの(雑誌の年間購読費等)

その結果、精査前の事業に要する経費192億2029万5302円に対し、精査後は186億4163万3952円となり、県の補助金の交付の対象となる経費は、5億7866万1350円の減額となっている。

カ 前記才による精査後の県の補助金の交付の対象となる経費を基礎として、市は、市要綱に基づき平成29年度出来高払として、事業実施主体に対し補助金額41億9496万5000円を支出し、県は、市の補助金の額の3分の1である13億9832万1000円を市に対して支出している。

以上の事実関係をみると、事業実施主体が設置認可を受けた今治キャンパスの獣医学部としての機能性、安全性を担保していると 市が確認した上で、県は、最少経費原則にのっとり補助対象経費の精査を行ったと解するのが相当であって、請求人らの主張には理 由がない。

第4 結論

以上のとおり、県から市に対して、平成29年度分として支出した本件補助金については、知事の裁量権の逸脱・濫用その他違法又は不 当な点は認められないことから、市に対して本件補助金の返還を請求するよう求める請求人らの請求には理由がない。

また、県が平成30年度以降において市に対して支出する見込みの補助金についても、平成29年度分として支出した本件補助金と異なる 事実はないことから、平成30年度以降において市に対する補助金の支出をしないよう求める請求人らの請求には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成30年6月14日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫

同 大西 渡

同 梶谷大治

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成30年6月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数 (1) 選挙権を有する者の総数

1 ,174 ,297

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

23 486

- (3) 80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 246 ,787
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選	挙	X	別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・カンドのででは、数ににあっているででででででででででででででででででででででででででででできません。)の1を表して1年を乗りた。2と40万に数とと40万に数とでででででできません。
伊	予	•	郡	43 ,932	14 ,644

南 宇 和 郡	19 ,346	6 ,449
松山市・上浮穴郡	438 281	139 ,714
今治市・越智郡	141 ,714	47 238
宇和島市・北宇和郡	79 ,091	26 ,364
八幡浜市・西宇和郡	38 ,568	12 ,856
新 居 浜 市	100 ,872	33 ,624

西	条	市	92 ,395	30 ,799
大洲	市・喜	多郡	52 ,098	17 ,366
伊	予	市	31 ,626	10 ,542
四国	中央	市	74 ,638	24 ,880
西	予	市	33 ,540	11 ,180
東	温	市	28 ,196	9 ,399

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、民進党愛媛県第1区総支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成29年11月愛媛県選挙管理委員会告示第88号別記)の一部を次のとおり訂正する。

平成30年6月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成28年分

政党の支部

(訂正後)

政治団体の名称 民進党愛媛県第1区総支部

報告年月日 H29.6.7

1	収 入 総	額	541,606 円
Ī	前年繰越額		106 562 円
7	本年収入額		435 ,044 円
2	支 出 総	額	234 ,380 円
3	翌年繰越	額	307 226 円
4	本年収入の内	勺訳	
	個人の党費・	・会費 (239人)	435 ,000 円
	その他の収 <i>)</i>	(44 円
	1件10万円	日未満のもの	44 円
5	支出の内	訳	
	経常経費		143 ,106 円
	事務所費		143 ,106 円
	政治活動費		91 274 円
	組織活動費	.	91 274 円
r			

(訂正前)

政治団体の名称 **民進党愛媛県第1区総支部**

報告年月日 H29.6.7

政治活動費

組織活動費

1	収 入	総	額	540	606,	円
Ē	106	562	円			
7	本年収入額	434	,044	円		
2	支 出	総	額	234	,056	円
3	翌年編	喿 越	額	306	550	円
4	本年収入	\ ወቮ	勺訳			
	個人の対	党費	・会費 (238人)	434	000,	円
	その他の	の収え	\		44	円
	1件1	0万F	円未満のもの		44	円
5	支出(の内	訳			
	経常経動	費		142	,782	円
	事務用	听費		142	,782	円

91 274 円

91 274 円

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第6号

次のとおり落札者を決定した。 平成30年6月19日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
放射線治療装置 1式(月額賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年6月7日	NTTファイナンス株 式会社四国支店 愛媛県松山市二番町三 丁目6番地	10 ,357 ,524円	一般競争入札	平成30年4月20日

平成30年 6 月19日 発行 503